

よくある誤り事例 5選

実際に多い誤りを5つ紹介します。
ご提出いただく前に、書類に誤りがないか必ず確認をお願いします！

01

領収書に施設利用・体験の内容が記載されていない！

「宿泊代として」、「入場料として」、「講座受講料として」等の内容の記載がないと、どんな費用の領収書なのかわかりません！
内容が記載されていない場合は、行程表や請求書、利用明細書、チケット半券等の内容が確認できる書類を添付してください。書類が用意できない場合は、内容が記載されている領収書の再発行を補助対象施設に依頼してください。

02

領収書が添付されていない！

領収書が添付されていないと補助を受けることができません！
領収印のない請求書や利用明細書、チケットだけでは領収の事実を確認できないので、補助を受けることができません！
領収書が発行できない場合の請求方法については、P.13～14 を参照してください。

03

利用日前の請求！

施設の利用日前や講座の受講日前の請求はできません！
必ず利用日や受講日以降に請求してください。
代金支払日以降ではなく、利用日以降に請求ができるという点にご注意ください。

(例) ネットで事前予約・事前決済をして旅行に行った場合

決済日(代金支払日): 11月1日

旅行日: 12月20日～12月21日

このような場合、旅行をした12月21日以降に請求可能となります。

支払いをした11月1日にすぐ請求できるわけではない点にご注意ください。

04

領収書に施設利用日・体験日が記載されていない！

施設の利用日や体験日、講座等の受講日が記載されていないと補助を受けることができません！

記載されていない場合は、行程表や請求書、利用明細書、チケット半券等の利用日が確認できる書類を添付してください。書類が用意できない場合は、利用日が記載されている領収書の再発行を補助対象施設に依頼してください。

05

自己負担金額が5,000円未満！

自己負担金額が5,000円以上でないとは補助を受けることができません！金券利用分、ポイント利用分やクーポン利用分については補助対象外のため、自己負担金額に含めて請求書類を提出しても補助を受けることができません。また、飲食代金や交通費、駐車場代金等の内容についても補助対象外のため、自己負担金額に含めて請求書類を提出しても補助を受けることができません。請求する際は、補助対象内容に係る自己負担金額をよく計算してご請求ください。

(例1) 宿泊代金とは別に飲食代金等を支払っている場合

請求明細書		
日付	ご利用明細	金額
10/16	大人一泊二食	4,000円
	日本酒	1,000円
	駐車場代	500円

領収書	
ふくり ごろう様	
5,500円	
10/17 現金にて領収しました	ホテル互助

← 宿泊代金に含まれない飲食代金(日本酒代1,000円)及び駐車場代500円は補助対象外となるので、自己負担金額は4,000円となります。したがって、この場合は補助を受けることができません。

(例2) ポイントやクーポンを利用している場合

請求明細書			
日付	ご利用明細	請求金額	入金額
10/16	大人一泊二食	6,000円	
	互助ポイント		1,000円
	互助クーポン		2,000円
	現金入金		3,000円

領収書	
ふくり ごろう様	
6,000円(ポイント利用等含む)	
10/17 領収しました	ホテル互助

← ポイント利用分1,000円及びクーポン利用分2,000円は補助対象外となるので、自己負担金額は3,000円となります。したがって、この場合は補助を受けることができません。